

箕面市教育委員会訓令第十三号

子ども未来創造局長

みのお地域クラブ参加促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和八年三月十九日

箕面市教育委員会教育長 藤 迫

稔 印

みのお地域クラブ参加促進補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、みのお地域クラブ参加促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、箕面市補助金交付規則（昭和四十六年箕面市規則第二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第二条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、箕面市立中学校に在籍する生徒（以下「対象生徒」という。）の保護者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第三条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は別表のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

(補助の回数)

第四条 補助金の交付を受けることができる回数は、補助対象者が次の各号に掲げる期間における補助対象経費の全ての支払を完了することに、対象生徒一人当たり一回とする。

一 四月一日から八月三十一日まで

二 九月一日から十二月三十一日まで

三 翌年一月一日から翌年三月三十一日まで

(補助対象期間)

第五条 補助金の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、四月一日から翌年三月三十一日までの一年間とする。

(交付申請及び申請期間)

第六条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、みのお地域クラブ参加促進補助金交付申請書兼実績報告書(様式第一号)に第四条各号に掲げる期間ごとの補助対象経費の実支出額を証明する書類を添えて、箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる申請の区分に応じて当該各号に掲げる日から、補助対象期間が属する年度の末日までに行わなければならない。
い。

- 一 第四条第一号の期間に係る申請 当該期間が属する年度の八月一日
- 二 第四条第二号の期間に係る申請 当該期間が属する年度の十二月一日

三 第四条第三号の期間に係る申請 当該期間が属する年度の三月一日
(補助金の交付決定等)

第七条 委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び補助金額の確定をし、みのお地域クラブ参加促進補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第二号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第八条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、請求書を速やかに委員会に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第九条 委員会は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた

ときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

一 この要綱の規定に違反したとき。

二 偽りその他不正な手段により、第八条の規定による補助金の交付の決定を受けたとき。

三 補助金をその目的外の用途に使用したとき。

2 前項の規定は、第八条の規定により補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

3 委員会は、第一項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第十条 委員会は、前条第一項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象者の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 委員会は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、箕面市教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

補助対象経費	補助率	補助金の額
<p>一 補助対象経費は、補助対象者がみのお地域クラブ活動において支出する年会費、月会費又はその都度支出する会費（以下「都度会費」という。）（次号において「クラブ会費」と総称する。）とする。</p> <p>二 クラブ会費には、入会金、体験費、用具費、交通費、保険料その他これらに準ずる費用は含まない。</p> <p>三 第一号の規定にかかわらず、補助対象者が同一のみのお地域クラブ活動において月会費又は都度会費と年会費とを重複して支出している場合は、補助対象経費から当該年会費を除く。</p>	<p>十分の十</p>	<p>補助金の額は、補助対象期間内の各月において支出した補助対象経費の額（当該額が二千円を超えるときは、二千円とする。）を合算した額とする。</p>